いじめ防止等対策の取り組みについて

函館工業高等専門学校

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学内共有サイトおよび本校ホームページを活用し，本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）及び高専機構からの関連通知の内容を，全教職員間で継続共有することで共通理解を図り，意識啓発に努めた。	全教職員への理解促進のため，学内共有サイトおよび本校ホームページにて関連資料を日常的に閲覧できる体制を継続する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	校長を議長とした定例会を継続開催し，担任等構成員間において状況の共有や対応について議論し，未然防止，早期発見等に努めた。	校長・三主事・専攻科長・各室長・学年主任等から構成されるいじめ防止対策委員会定例会（原則月1回）の開催を継続する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	年2回実施した。	全教職員対象の専門職による研修会の複数回実施し，欠席者向け録画映像の後日視聴の取り組みを継続する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	・いじめを把握するための学生対象アンケートの実施時期（年2回）等に合わせて，職務内容を記載した「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」の定期的な学内周知を行った。 ・学内共有サイトや本校ホームページを活用し，本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）の日常的な閲覧可能体制の継続により，全教職員へ周知した。	いじめ防止対策委員会の職務内容を記載した「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」の日常的な閲覧可能体制（学内共有サイト及び本校ホームページへの掲載）を維持し，全教職員への周知を継続する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	・いじめを把握するための学生対象アンケートの実施時期（年2回）等に合わせて，職務内容を記載した「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」の定期的な学内周知を行った。 ・学内共有サイトや本校ホームページを活用し，本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）の日常的な閲覧可能体制の継続により，全教職員へ周知した。	いじめ防止対策委員会が策定した年間計画を記載した「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」を学内共有サイト及び本校ホームページへ掲載して関連資料を日常的に閲覧できる体制を維持し，全教職員への周知を継続する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの結果を学内で共有し，学生の様子が気になった場合は，定例会への情報提供等についての呼びかけを徹底した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの結果をいじめ防止対策委員会で共有するほか，学生の様子が気になった場合はいじめ防止対策委員会へ情報提供等するよう，周知徹底を継続する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）において「重大事態の定義」を定め，定期的な学内周知のほか，学内共有サイト及び本校ホームページへの掲載により，関連資料を日常的に閲覧できる体制を継続する。また，上記基本計画で定めている学校いじめ対策委員会の役割により，調査等を円滑に行う体制を継続した。	定期的な学内周知のほか，重大事態の定義を記した「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」を学内共有サイト及び本校ホームページに掲載し，関連資料を日常的に閲覧できる体制を継続する。また，上記基本計画で定めているいじめ防止対策委員会の役割により，調査等を円滑に行う体制を継続する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	校長を議長とした定例会により，関係教職員間で実態や指導の経過等について情報共有できる体制を整備している。	いじめ防止対策委員会定例会（原則月1回）での要支援学生報告により，関係教職員間で実態や指導の経過等について情報共有できる体制を継続する。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）に定めるPDCAサイクルに基づき，早期発見・事案対処等の内容について，事案対応の過程の中で見直しを検討するとともに，改めて年度末に評価・検証を行い，改善に向けた対応を行った。	「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」に定めるPDCAサイクルに基づき，早期発見・事案対処等の内容について，事案対応の過程の中で見直しを検討するとともに，改めて年度末に評価・検証を行い，改善に向けた対応を行うこととしている。	-

10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するための学生対象アンケートを，本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）に基づき，年3回実施し（7月2回，11月1回　※12月実施も予定していたが学事日程等との都合から見送りとなった），その結果をいじめ防止対策委員会で共有した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの年４回以上実施するとともに，いじめ防止対策委員会で情報を共有する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	・校長を議長とした定例会に，専門職（看護師）を構成員に加えている。 ・定例会において，ソーシャルワーカー等から得た情報の共有を継続した。	・校長を議長としたいじめ防止対策委員会定例会に，専門職（看護師）を構成員に加えており，今後も教職員間で情報共有できる体制を継続する。 ・定例会において，スクールカウンセラー等から得た情報の共有を継続する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）で定めるいじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等による教育啓蒙活動の実施のほか，年4回（目標）以上のいじめを把握するための学生対象アンケートの実施を継続した。	「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」で定めるいじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等による教育啓蒙活動の実施のほか，年4回以上のいじめを把握するための学生対象アンケートの実施を継続する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）で定めるいじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等による教育啓蒙活動の実施のほか，年4回（目標）以上のいじめを把握するための学生対象アンケートの実施を継続した。	「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」で定めるいじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等による教育啓蒙活動の実施のほか，年4回（目標）以上のいじめを把握するための学生対象アンケートの実施を通じて，学生がいじめに対する理解を深めるための取組を継続する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	・本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）で定める，いじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等の教育啓蒙活動を通じて，人間関係の形成など学生自らが主体的に行動しようとする取り組みを継続した。 ・学生会外局（新聞局）等を中心とした学生団体による，いじめ問題を題材とした記事等の発信を行った。	・「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」で定めるいじめ防止プログラムに基づき，学年別関連講演会やコミュニケーション関連の授業科目開講等の教育啓蒙活動を通じて，人間関係の形成など学生自らが主体的に行動しようとする取り組みを継続する。	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページにおいて「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」を継続公開した。	本校ホームページにおいて「本校いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定）」の公開を継続する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	事案ごとに対応方針が決定次第，調査委員会から保護者へ対応方針を伝えるとともに，一連のやりとりを記録する運用とすることで，本対応の徹底を継続した。	事案ごとに対応方針が決定次第，調査委員会から保護者へ対応方針を伝えるとともに，一連のやりとりを記録する運用とすることで，本対応の徹底を継続する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され，加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に，警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し，毎月の教護連盟定例会への出席により，各機関における実態や取組内容等について情報共有等を行うことを継続した。	函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され，加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に，警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し，毎月の教護連盟定例会への出席により，各機関における実態や取組内容等について情報共有等を行うことを継続する。	-

18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	・函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され，加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に，警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し，毎月の定例会への出席により，警察等との連携強化を継続した。 ・警察との連携の一環により，警察署を訪問（令和4年7月）し，意見交換を行った。	・函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され，加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に，警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し，毎月の定例会への出席により，警察等との連携強化を継続する。 ・警察との連携の一環により，警察署を訪問し，意見交換を行う。	-